### 取引先との与信リスクを軽減する

・保証に関 る 9

実務対応



取引先との信用強化のために、担保・保証を要 求する、されることがあります。知識がないと、 と異なる契約を結んでしまうケースもある ょう。担保 ・保証の基礎知識と実務上のポ トをQ&A形式で解説します。

> 湊総合法律事務所 弁護士

担保には、

効力)があります。 ることのできる効力

(優先弁済的

久 保 真 衣 子

担保・ 基礎 証が求められますか。 知識 保証 **の** 

1 0 どのようなときに担保や保

担保 保証が求められる 0

・取引額を増加させるなど取引条 ・取引を新規に開始するとき

件を変更するとき

は、 A

主に、

3 0 うなものがありますか。 「物的担保」には、 どのよ

定担保および約定担保 当事者間の契約により成立する 定担保」 もとで法律上当然に発生する「法 「約定担保」があります。 そのうち、 物的担保には、 を「典型担保」といい、 (留置権、先取特権) 民法に定められた法 一定の要件の (質権、 ٤, 抵 民

A

事実上担保的機能を有する手

**Q**(2 担保とは何ですか。

などが挙げられます。

長期プロジェクトの開始時

ったとき

取引先から支払猶予の要請があ

段をいいます。 権回収をより確実にするための手 務者に一定の財産を提供させ、 不履行)に備えて、あらかじめ債 り債権が回収できない場合 担保とは、債務者の弁済によ (債務 債

があります。 物的担保……不動産、 人的担保……主債務者以外の第 三者が債務を負担する保証 権などに設定するもの 動 産 債

5 代位性)があります。 から優先的に回収する性質(物上 債務者が受けることができる金銭 賃貸・滅失または損傷によって、 抵当権には、担保目的物の売却・ また、先取特権、 (売買代金、賃料、 質権、 保険金等) および

Q おいて、事実上担保的機能 を有する手段はありま 担保以外で、実際の取引に

段としては、 ・保証金取引……金銭債務を負担 することとなる当事者が、 以下のものが挙げら 相手

れます。

担保」といいます(左表)。 法に定めのない約定担保 所有権留保など)を 「非典型 (譲渡田

0 効力や性質がありますか。

4 物的担保には、どのような

得られないときに、 他の債権者に優先して弁済を受け 競売等により得られた金銭から、 担保には、 主に債務の弁済が 担保目的物の

### ■物的担保の種類

約定担保 法定担保 典型担保 非典型担保 留置権 質権 譲渡担保 他人の物を占有する者が、そ 債権者が債権の担保として債務者ま 目的物の所有権その他の財産権を債権者 たは第三者から受け取った物を占有し、 の物に関して生じた債権を有す に譲渡し、一定の期間内に債務を弁済すると る場合に、その債権の弁済を受 きにこれを再び債務者に戻す担保のことをい 債務者が債務を弁済しない場合にその けるまでその物を留め置くことが 物から優先弁済を受けられる権利のこと う。動産に設定する場合を動産譲渡担保、債 できる権利のこと。弁済を間接 をいう。動産質、不動産質、権利質の3 権に設定する場合を債権譲渡担保、変動する 的に強制することができる 種類がある。質権は担保目的物を債権 複数の動産の集合体に譲渡担保を設定する 者に引き渡すので、譲り渡すことができ 場合を集合動産譲渡担保、債務者が現に有し ない物を目的物とすることはできない または将来有する債権に一括して譲渡担保を 設定する場合を集合債権譲渡担保という

### 先取特権

法律の定める一定の債権を有 する者が、債務者の財産から他 の債権者に優先してその債権の 弁済を受けることができる権利の ことをいう。一般先取特権、動産 先取特権、不動産先取特権の3 種類がある

### 抵当権

担保目的物である不動産の占有を債 権者に移転させずに、他の債権者に優 先してその債権の弁済を受けることがで きる権利のこと。設定・管理が容易なこ と、抵当権の設定が当事者の合意と登 記でできること、担保権が実行されたと きに高額な回収を見込めること、などか ら最も一般的に利用される

受け、

第三債務者からの弁済を

権について、債務者から委任を 第三債務者に対する債務者の債 対する債権を確保するために、

代理で受領し、

受領した金銭を

自己の債権の弁済に充てる合意

### 所有権留保

売主が買主に目的物の引渡しはするもの の、代金の完済があるまで目的物の所有権を 売主のもとにとどめることをいう

結権

(相手方の承諾を待たず予

7

0

対応すればよいですか。 められた場合、どのように 取引先から担保や保証を求 生じたときに、

当事者が予約完

相殺予約……将来一定の事由

うにすること

済充当を受けることができるよ 者が預託されている金銭から弁 には、

債権者となる相手方当事

ことをいいます。

立ち一定の金銭を預託し、

当事

方当事者に対して取引実施に先

者が金銭債務を履行しない場合

Q(6 のですか。

1, 払う責任を負うことの合意をい として、 用や債務者の支払能力を補う手段 A 保証を行なう第三者のことを 保証とは、 第三者が重ねて債 主たる債務者の 優務を支 信

の対応方針を決定し、

取引先と交

保提供の可否や交渉の方向性など

「保証」とはどのようなも

可能な担保の範囲やリスクを内部 の担保提供状況等を確認し、 条件など)を確認します。 求内容 そして、自社の財務状況や既 まずは、 (担保の種類、 取引先の具体的 金額、 提供 な要 提供

存

代理受領……債権者が債務者に

意のこと

せる権利)を行使することによ 約を本契約へと強制的に移行さ

相殺の効果を発生させる合

で検討します。 次に、取引先の財務状況や信用

応じて、 門家にアドバイスを求め、 把握したうえで、 の検討を行ないましょう。 な視点からリスク評価や契約条件 性や妥当性を判断します。 情報を収集し、 最後に、 弁護士や税理士などの専 その情報を基にして担 リスクを洗い出し 担保提供の必要 専門的 必要に

担 務 保 上 • 保 の 留 証 意 0 点

保証 人といいます。

連帯保証とは、 保証人が主たる

67

債務者と連帯して債務を負担する

渉を行ないます。

設定、 引の初期段階のみ保証を提供し一 提案等も試みましょう。 リスクを取引先と共有する方法の て追加のサービスや取引条件の提 社にとってはリスクの低い資産の 産が複数ある場合に価値が高く自 定期間後に見直しを行なう条件の 一保を提供することの提案、 交渉過程において、 ⑤担保や保証の提供に対する ③担保として提供できる資 ④担保や保証に変え ①分割して ② 取

## @(8

る場合はどのように選択す 取引先に担保や保証を求め ればよいですか。

等を考慮し判断するようにしまし [社の要求条件とのマッチの視点 担保価値の安定性と評価の容 物的担保を選択する場合に 現金化の容易性とコスト、

で検討するようにします。 保証人の関係性(取引との関係の する適格性を有すること) 、保証人が法的に保証契約を締結 信用力(財務状況や信用情報)、 保証を選択する場合は、 保証人の法的適格性 の視点

> なるケースも少なくありません。 売申立費用は、 なお、 担保を実行するための競 100万円程度に

### **@**(9) 抵当権を設定する場合に留 意することはありますか。

要があります。 と正確に一致するよう記載する必 ために、登記簿の「表題部の記載 どの不動産であるかを明確にする ですが、抵当権設定契約書上は、 A 抵当権の目 的物は主に不動

場合や、土地上に未登記建物が存 在する場合もあるので、 を行なうことが肝要です。 かかわらず登記だけが残っている 建物がすでに滅失しているにも 現地調査

実態が反映されていない場合に あります。 所有者が異なるなど、登記簿に また、実際の所有者と登記簿上 登記変更が必要となる場合も

者か、その占有権原 ついては、占有者が所有者以外の の土地の利用権の種類を、 地所有者以外の者である場合にそ 建物登記の有無、 建物の有無、 現地調査を行なう際は、 土地については、 当該建物の所有者、 建物所有者が土 (占有の根拠 土地上の 少なく 建物に

> 認するようにします。 となる権利の (内容) は何か等を確

## **@**(10 はありますか。

載する必要があります。 囲等について可能な限り詳 めには、種類、 特定する必要があります。 約においては、 (集合) 動 担保となる動産を 産譲渡担保設定契 所在場所、 そのた

おく必要があります。 主張するための要件) た権利関係を当事者以外の者にも 者との衝突が起こりやすいことか また、動産は移動が容易で第三 対抗要件(当事者間で成立し を具備して

法とがあります。 基づく動産譲渡登記を設定する方 権の譲渡の対抗要件に関する民法 こと)による方法と、動産及び債 元に置いたまま占有を他者に移す (ある目的物の占有者がそれを手 特例等に関する法律3条1項に 対抗要件具備には、占有改定

方法が望ましいと考えます。 することができないため、 |利者が誰であるかを外形上判断 占有改定は公示を伴わず、

### 定する場合に留意すること (集合) 動産譲渡担保を設

量的範 語細に記

真 0 **©**(12)

### **Q**(11) はありますか。 定する場合に留意すること (集合)債権譲渡担保を設

(集合) 債権譲渡担保設定契

種類、債権発生原因等から特定し 特定する必要があります。 約においては、担保となる債権を 記載する必要があります。 債権の

意思、総合的な信用力の有無 資産調査に加え、支払能力と弁済 者(担保となる債権の債務者)の もに、債務を履行すべき第三債務 いものではないかを確認するとと か、債権の性質上譲渡が許されな 法律上譲渡が禁止されていない また、担保となる債権について ※を検

望ましいと考えます。 や同時履行の抗弁権の主張の可能合に備え、第三債務者による相殺 性についても確認しておくことが 討しておく必要があります。 さらに、 担保権が実行され る場場

在庫) に担保を設定する場 合に留意することはありま 在庫商品(販売在庫・ 原

すか。

集合動産譲渡担保の設定を検

同時履行の抗弁権……相手方が債務の履行をするまでは自己の債務の履行を拒絶できる権利

はQ10・Q11参照)。 はQ10・Q11参照)。 はQ10・Q11参照)。 はQ10・Q11参照)。 はQ10・Q11参照)。 はQ10・Q11参照)。 はQ10・Q11参照)。 はQ10・Q11参照)。

また、在庫商品が所有権留保付きである場合や、きや譲渡担保付きである場合は、譲渡担保を設定することが難しくなります。なぜなら、譲渡担保を設定しようと考えている在庫商品が、債務者の所有であるか確認する必要があるからです。

で 場合に留意することはあり 機械設備等 (機械設備・什

▲ 機械設備等には、質権か動産 譲渡担保を設定するのが通常でし 譲渡担保を設定するのが通常でし

機械設備等は、リース契約の対象であることや割賦販売契約にもり所有権留保が付いていたりすることが多いので、固定資産台帳で取得時期などを確認し、実物に他取得時期などを確認し、実物に他の担保権を示すシール等が貼られていないかを写真などにより記録しておくことが大切です。

必要があります。 備等に担保を設定する場合には、 補助金の事務局に対して事前の承 諸を得る必要があるなどの制限が かかる場合もあるので、確認する

格などがありますが、通常、

合理

説期間内処分価格が使われます。

合理的期間内処分価格は、

換価

期間内処分価格、

強制的処分時価

としては、

公正市場価格、

合理的

保価値評価が重要です。

評価方法

そして、

なにより在庫商品の担

# ② ることはありますか。

から義理で引き受けることが多 保証は、親戚関係や友人関係

ことが一般的です。

などを踏まえて、この価格に70%

95%を掛けた額が上限額となる

予想金額から諸経費を引いて算出

金融機関から借入れをす

担保価額の変動リスク

専門家による値引換価後の売上

く、保証人は過大なリスクに晒さ れる可能性があるため、2004 年の民法改正(2005年4月1 日施行)から保証契約は書面で行 なうことが必要となりました。紛 争を予防する観点から、契約書へ の署名は代筆ではなく自署を求 め、押印も三文判ではなく実印に よる押印を求めましょう。

また、2017年の民法改正(2020年4月1日施行)から(2020年4月1日施行)からは、個人(経営者など主債務者のは、個人(経営者など主債務者の事業と関係の深い人を除く)が事業には、公証人に面前で直接る場合には、公証人に面前で直接る場合には、公正人に面前で直接る場合には、公正社会にある。

必要があります。と要があります。となります。なお、保証意思無効となります。なお、保証意思無効となります。なお、保証意思無対のでは、保証契約締結のとなります。というには、の意思確認手続きを経ずに保

に資する情報として、他人に依頼する場合には、主債務他人に依頼する場合には、主債務債務について保証人になることを債務について保証人になることを

## 主債務者の財産や収入の状況

# ・主債務以外の債務の金額や履行

## を提供する必要があります。状況等に関する情報

合にも必要となります。と融資以外の債務の保証をする場と融資以外の債務の保証をする場での情報提供は、事業用融資に

# (15) 担保設定後に留意すること

▲ 債務者が、担保を滅失、損傷、減少させたときは、期限の利傷、減少させたときは、期限の利益を喪失することになるので注意が必要です。抵当とされた建物を抵当権者に損害を与えるような場合には、民法709条の損害賠償責任を負うことにもなり得ます。

有益です。目的物の価値を再評価することもていないかどうか、定期的に担保ていないかどうか、定期的に担保

### $\Diamond$

ます。 担保・保証については、本稿の 担保・保証については、本稿の

めるようにしましょう。 ▲なことは弁護士のアドバイスを求保・保証をしないためにも、不明収引先からいわれるままに担

※2 期限の利益を喪失すること……債権者から直ちに全部の債務の履行を請求されること